

第3回社会保障審議会児童部会
児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に
関する検証・評価専門委員会
議事録

第3回社会保障審議会児童部会
児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する
検証・評価専門委員会
議事次第

日 時：令和元年10月31日（木）10:00～11:37

場 所：中央合同庁舎第5号館共用第8会議室

1. 開 会

2. 児童買春・児童ポルノ被害児童を巡る現状について
 - (1) 児童買春・児童ポルノ事犯の現状について
 - (2) 協同面接等の状況について

3. 児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価について
 - (1) 施策横断的な課題に取り組むための調査研究について
 - (2) 被害児童保護施策の取組状況について

4. その他

5. 閉会

○大野課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第3回の「社会保障審議会児童部会児童買春・児童ポルノの被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」を開催させていただきますと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日は法務省、警察庁のほうからもオブザーバーとして御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本専門委員会の事務局の進行を担当いたします、家庭福祉課課長補佐の大野と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、ちょっと量がありますので資料の確認をさせていただきますと思います。

配付資料につきましては、まず一枚紙になりますけれども、1で「議事次第」。

続きまして、資料1～10と、参考資料1～4が書いてある「配付資料（一覧）」の一枚紙です。

続きまして委員の皆様の名簿、続きまして「座席表」です。

資料のほうになります、資料1として右肩に振っておりますけれども、「児童買春・児童ポルノ事犯の現状について」。

続きまして、資料2になりますけれども、括弧書きは省略させていただきますが、「子どもの性被害防止プランの平成30年度取組状況」について。

続きまして、資料3が「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について」という平成30年の通知。

同じような形式でわかりにくいんですけども、「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に関する情報共有について」というような形の同じような通知で、日付は違いますが、資料4、資料5とございます。

続きまして、野坂先生のお名前を入れてございます「施策横断的な課題に取り組むための調査研究」、29と30と、実績にかかる部分の資料の一枚紙です。

続きまして、同じく野坂委員からになります資料7ですけれども、「施策横断的な課題に取り組むための調査研究」、これは今年度の計画の概要をまとめたものです。

続きまして資料8ですけれども、それに伴う当方に対しての補助金の申請の計画の様式一式です。

続きまして資料9、一枚紙の横のほうになりますけれども、社会保障審議会でご委員会でご検証・評価をしていただく対象の一覧をまとめたものです。

続きまして、資料としては最後になりますけれども、「被害児童保護施策の取組状況」というものです。

あとは参考資料扱いになっておりますけれども、平成30年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業で行われました「児童相談所、警察、検察による協同面接等の実態調査による効果検証に関する調査研究の事業報告書」一式と、参考資料になります、

援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究報告書」ということで、29年度に野坂委員が研究代表としてやっていただいたものの中味です。

続きまして、参考資料3ですけれども、これが平成30年第2カ年分のものの調査研究です。

長くなって申しわけございませんが、最後になりますけれども、参考資料として「社会保障審議会における児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価について」というので、先ほどの一枚紙を含めまして、今までの流れ等を一応まとめた形のを再度つけさせていただいております。

もし資料のないところがありましたら、途中で気づかれても結構ですので、御指摘いただければ届けさせていただきますと思います。

なお、本専門委員会は原則として公開で開催し、資料及び議事録も公開することとしておりますが、特別な事情がある場合には非公開とさせていただくこともございます。

続きまして、本日の出席状況でございますけれども、欠席の御連絡をいただいているのは亀岡委員、増沢委員、宮島委員、雪田委員の4名です。以上となっております。

欠席の委員につきましても、今回、平成30年度の研究報告の御報告をいただくとともに、今年度の計画の承認をいただく関係で、それについての御意見も一応頂戴しているというような状況となっております。

また、本日は鈴木委員と中島委員におかれましては公務で途中退席されると聞いておりますので、退席の際に状況に応じまして採決・判断をいただくことがございますので、その際は各委員におかれましては御了承いただければと思います。

カメラの撮影は、ここまでとさせていただきます。

傍聴される皆様におかれましては、傍聴時の注意事項の厳守をお願いしたいと思います。

それでは、議題に従いまして進行をさせていただきますと思います。

ここからは、山本委員長に進行のほうをよろしく願いいたします。

○山本委員長 おはようございます。委員長の山本です。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

早速、議事に入りたいと思います。本日は、議論の前に「児童買春・児童ポルノ被害児童を巡る現状について」、関係省庁並びに事務局より御説明をいただきたいと思います。

また、本委員会において29年度より取り組んでおります「児童買春、児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する調査研究」については、昨年度、先ほど御紹介がありましたように第2回専門委員会で、書面による持ち回り開催で承認をいただいております。平成29年度調査研究の実施報告と、平成30年度調査研究の事前承認を書面により御確認いただいております。

今回の専門委員会では、平成30年度の成果物である報告書並びに令和元年度の研究の計画について御意見をいただいた上で了承を得るということを考えておりますので、よろしく願いします。

その後は、それらの報告を踏まえた上で、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。できるだけ時間を効率的に使いたいと思いますので、よろしくお願いします。

今、ざっと紹介しましたが、このような進め方でよろしいでしょうか。

それでは、まず「児童買春・児童ポルノ事案の現状について」、警察庁並びに事務局から御説明いただいて、その上で委員の皆様からの御意見をいただきたいと思います。

まずは、資料1と2ですね。警察庁生活安全局少年課性的搾取対策官の天野様より、児童買春・児童ポルノ事案の現状についての御説明をよろしくお願いします。

○警察庁生活安全局少年課 警察庁少年課で児童買春・ポルノを担当しております天野でございます。よろしくお願いします。

まず資料でございますが、資料1の「児童買春・児童ポルノ事犯の現状について」という資料をおめくりいただきまして、いろいろつけていますが、端的に簡潔にポイントだけ絞って説明させていただきたいと思います。

大きく分けて、買春事件とポルノ事件に分けて資料はつくっております。それで、買春等としておりますのは性交、性交類似行為があった場合の事件としては大きく3つの罪名を適用することが多いです。

1つは対象、お金を供与するとか、物等、対価性があるものを供与する場合は児童買春ポルノ法の買春を適用します。それで、買春供与のところは立証できない、もしくはその裏づけがない、もしくはそういうものがなく、単なる性交、性交類似行為をしていた場合は、通常は青少年健全育成条例の淫行する行為という罪を使います。

それで、その性交した相手方が社会的地位とか、先生であるとか、親とか、立場を利用して、それを奇貨として相手をしたという状況があった場合は、児童福祉法の淫行させる行為を使うという使い分けをしております。

だから、3罪とも性交、性交類似行為があったものというふうに考えていただければと思います。

ただ、立証上とかという問題もあって、裏づけがとれなくて、本来は実態は買春だったんだけども条例違反で検挙しているものもあります。ですから、この3つをまとめて統計でとらせていただいているのが買春等というものになっています。

1つ目、2つ目の資料あたりがその状況ですが、簡単に言うと数はまだまだ横ばい状態で、被害者の数もそんなに大きく減っているという状況はございません。

ただ、特徴としては、買春はどうしても体が成長しているという問題もあるのかもしれませんが、高校生が中心になっての被害が多いということが言えるかと思います。

これに対し、ポルノのほうに関しましては、ちょっとポルノの被害児童数の説明をさせていただきますと、ポルノ事件というのをやる場合は、その被写体になった画像について、その写っている子が子どもかどうかというのを判定いたします。その場合に、子ども自体がどこの誰さんというのを特定して、その子が18歳未満という特定をして被害者を立証する場合と、お医者様に写真を見ていただいて、これはどう見ても18歳未満の子どもだねと

いう鑑定書をいただいてポルノと認定する2つのやり方がありまして、そのうち子どもの人定が特定されて年齢が特定されたものだけを被害児童として計上しております。

ですから、この被害児童数というのはさっき言ったうちの医師の鑑定書でやった事件の数は含まれていない。検挙件数とか検挙人員については、それも含んだ数ということになっております。

それで、30年中についてはかなり数が増えたようなグラフになっているのですが、下のグラフを見ていただければわかるんですが、ちょっと白黒なのでわかりにくいかもしれませんが、急激に伸びている一番下の棒があると思うんですが、これは性目的所持罪、いわゆる単純所持罪と言われている、持っているだけで罪になるものなのですが、この29～30にかけては、28年中にインターネット上で児童ポルノDVDを販売していた業者を検挙しました。その購入客は3,000人ぐらいいまして、その購入客を1つずつ洗っていきまして、それで所持罪の検挙が少し増えたという特殊事情がありますので、余りふえたといっで大きく問題視する話ではないかと思えます。

ただ、被害児童数に関しましても、手口としては次のページへ1枚おめくりいただきまして、この児童ポルノができた経緯について、どういう経緯でできたかの内訳をあらわしたものが次のページのグラフです。これは被害の態様別というふうに書いていますが、どういった経緯でつくられたか。

一番典型的なのは、1つは自画撮りといって、子ども自身に写真を撮らせて送らせて製造させるという手口が一番下になります。これが、被害としては増えております。

あとは盗撮もあるのですが、盗撮の場合は一枚の写真に例えば修学旅行生全員がぼんと写っていたら、一枚の写真で20人が被害者とか40人が被害者と伸びる場合があって、検挙件数に対して被害者総数がぐっと伸びるということもあるので、盗撮の場合は数を余り細かく見る必要がないので参考になりません。

ただ、自画撮りの場合はほとんどが1件1名ですので、その数になるかと思えます。

それで、こちらで留意すべき点は、自画撮りがふえてきているということが1点と、その下のグラフで、自画撮りはいわゆる学識別でどういう人が多いのかという点を書いているんですが、買春と違いましてやはり中学校入学を前後にした中学生と小学生の被害が出てきている。特に、小学生の被害が最近増えつつあるというのが一つの課題ではないかと思っております。

それともう一点は、買春の場合はまだ要保護児童として児童相談所に通告などの手続もあるのですが、自画撮りの場合は自宅で普通に撮っているだけなので、要保護児童に当たる子は余りいないんです。だから、通告になじむところがないので、ケアのところをどうするかというのが多分、公的機関でどこまでやれるかというのは難しい問題点があるのかなというのが、この会の趣旨とは関係があるところではないかと思われま。

その後ろには、SNSを利用したものがほとんどきっかけになっていますので、その資料をつけております。それで、こちらのほうは最後のページが一つの論点ではないかと思っ

おります。罪名はいろいろ種類があるんですが、最後のところで学校における教育を受けたかどうかということと、フィルタリングという被害防止措置というのは可能なのですが、それについての普及率がいずれも余り高くないというのが課題です。

教育に関しましては、被害に遭った子どもたちに聞くと、半数ぐらいは学校等で聞いた覚えがあると言っていますが、残り半数は覚えがないという趣旨の回答をしております。

フィルタリングについては、まだまだほとんどの人がつけていないというのが問題点として浮かび上がっているのが現状でございます。

こうした被害の現状につきまして、施策としてどうやっていたか。今回の検証の対象かもしれませんが、政府では平成29年に政府全体で児童買春とか児童ポルノの被害を減らしましょうということで、各省庁でやれる施策の施策集というか、こういうことをやりますということの子どもの性被害防止プランというものを作成しまして、各省庁はそれに基づいて実施を行っております。

この検証につきましては毎年、年1回、年度単位で全省庁から実際に取り組んだ内容の報告をいただきまして、お手元に配ったような形で取りまとめをさせていただいております。この内容につきましては、うちのほうで取りまとめた際に、有識者の方も含めた協議会という場で報告をさせていただいて、厳しい御指摘もいただきながら、翌年度どういう施策をするかということにつなげていくという取り組みをさせていただいている状況でございます。以上でございます。

○山本委員長 天野さん、ありがとうございました。

続きまして、事務局より協同面接について、参考資料1と資料3、4、5になりますが、末武専門官のほうからよろしくお願ひします。

○末武専門官 私のほうからは、資料3～5の説明をさせていただきます。

資料3についてなのですが、子どもの心理的負担に配慮した面接の取り組み、すなわち協同面接につきましてなのですが、これは従前から、平成27年10月28日に厚労省の課長通知によって厚生労働省、警察庁、検察庁との三者で連携を進めていこうということで周知しているところでございます。

その後も、社会的にも多くの耳目を集める重大な虐待事案というものが発生しております。平成30年7月20日に閣議決定された「児童虐待防止対策の強化に関する緊急総合対策」において、「子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接（代表者聴取）を引き続き適切に実施する」ことが必要であるとされております。

また、「必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく」ことも明記されました。

そうした中で、平成30年7月24日の本通知が出されるということになっております。

しかしながら、その後も深刻な児童虐待事案は発生が後を絶たず、本年の1月には千葉

県野田市の児童虐待死亡事例などを受け、平成31年3月19日の関係閣僚会議におきまして、「児童虐待防止対策の抜本強化について」の中でも「児童の再被害を防止する観点から、協同面接の実施後においても、検察による刑事処分の際などに行う打合せなど適宜の機会を通じ、検察、警察及び児童相談所の間で必要な情報の共有を図る」ことが重要であるということが言及されております。

それらを受けて、検察、警察とも協議のもと、資料4、5のこうした関連通知を発出するに至っております。

こうした周知によりまして、児童虐待等で被害を受けた子どもたちに対して協同面接を実施するに当たり、より心理的負担の軽減が図られるよう、国としても関係部局との連携を強化してまいりたいと考えているところでございます。

また、平成30年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業におきまして、参考資料を御確認いただければと思います。「児童相談所、警察、検察による協同面接等の実態調査による効果検証に関する調査研究事業報告書」といったものも作成しております。

山本委員長も、この調査研究の研究会委員として参加しておられますが、この中でやはり児童相談所の協同面接の取り組み状況に関する調査と、児童相談所の体制整備や課題についてのヒアリング、また全国の児童相談所、警察本部、地方検察庁への調査票を送付しての調査といったものを行っております。

この研究において、協同面接を行うに当たっての課題や三者の連携、そういったものをより進めていくことが重要であるということが示唆されておりますので、参考資料として掲載させていただいておりますので御確認いただければと思います。

簡単ですが、説明は終わります。

○山本委員長 ありがとうございます。

この参考資料1の報告書については大部ですので、また時間のあるときにごらんいただいたらいと思いますが、一番の注目点は、アンケート調査の集計の中で、児童相談所側は子どもが訴追を望まない、あるいは事件化を望まない反応をした場合の処遇、継続処遇のことと、それからその事件化の処置が終わった後の修復の手續に関して非常に手がかかるということを注目しているんですけども、警察、検察は起訴、事件立件のところまでが本務の課題なので、そこには時間差が生じているなということがアンケートで反映されました。

あとは、情報共有のことがやはり課題になりまして、これは法務省のほうからもかなり御理解いただいて、最終的には検察、警察が持っている情報の部分的な提供ということが最終通知であるということで、随分進展があったなと思いますが、なお、家庭裁判所への28条の申し立てに関しては裁判官の裁量で、謄写申請に対して相手側に記録が開示されるということが常にありまして、いただいた資料を証拠資料としては使いにくいということが実態としてはまだあります。

今後とも、この件についても含めて、協同面接の経過を追跡しながら課題整理をしてい

くということと、警察、検察が事件立件に入ってどれぐらいこのことが有効に機能して実際の立件にいくのかというようなこと、あるいはそのためのさらなる工夫はあるのかというようなことは今後の課題として残っていると思いますので、ぜひこれもごらんいただいて、我々の調査研究と連続的に関係する部分ですので、ぜひ皆さんの御意見もいただけたらと思います。よろしくお願いします。

ここまでで、何かこれ以外に御不明な点、確認したい点、何かございますでしょうか。ありましたら、ここでいただいて整理しておきたいと思います。

どうでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、次に「施策横断的な課題に取り組むための調査研究」の議題に入りたいと思います。まずは、これまでの児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する調査研究について、野坂委員より御説明をお願いしたいと思います。資料6です。よろしくお願いします。

○野坂委員 よろしく申し上げます。大阪大学の野坂と申します。

まずは昨年度の研究についてはメールで審議いただき、了承いただきましてどうもありがとうございます。これより平成29年度、30年度、2年間にわたっての調査の概要について御報告申し上げますとともに、今年度の計画について検討いただけたらと思っております。

資料ですが、まず資料6のほうをごらんください。これが、この過去2年間で行ってきたことの簡単な取りまとめになります。

本調査は、平成29年度から開始させていただきました。当初は、児童ポルノ、あるいは性的搾取といった被害児童に対して、施設でどのような聞き取りをしていくのがよいのかという問題意識を持って始めましたけれども、以前に一度、会議で報告させていただきましたように、児童自立支援施設でのヒアリングを試行的に行った時点で、やはり現場の取り組みが非常に多様である。一定のガイドラインですとか、それから職員の意識といったもの、準備性も含めて非常に一律ではなくて幅があるといった現状が見えてまいりました。

大きく申しますと、児童自立支援施設に性非行という形で保護ないし指導を受けている女子児童たちについて、職員さんたちはやはり過去の被害体験について扱うことに非常に慎重である施設があるということが確認されました。

つまり、被害ケアをするということは皆さん意識はされているのですが、実際にどのように子どもたちをケアするべきかといったときに、一定の方向性とか、それからそういったスキルといったものが一律という形ではない。

結果、「慎重に避ける」形で、入所期間の1年ないし数カ月を過ごさせるといったことが見受けられる施設もありましたし、一方では、全国の中には子どもの被害体験に焦点を当てて、入所期間中にきちんとケアをして、そして青年期を迎えさせるという形の取り組み、トラウマを認識したケア、理解したケアということで、トラウマインフォームドケアということを導入し始めている施設さんも幾つかあったということが確認されました。

ちょっと申し添えますと、トラウマインフォームドケアというのは、トラウマの情報をもって、トラウマの理解をもって対応するといった広い対応アプローチを指しますので、トラウマの記憶を扱うような専門的なセラピーとかカウンセリングではなく、日常生活であられる子どもの症状とか状態とかをトラウマの観点で理解し、それを施設職員全体で共有するといったあたりのアプローチになります。そういったことを取り組み始めた施設も増えてきたということが、初年度の経過からわかってまいりました。

ただ、やはり申しましたように非常にばらつきが大きいということで、まずはトラウマインフォームドケアというものが施設の対応として適切かどうかといったことも含めて、トライアルで試行的に情報収集するといったことを初年度にいたしました。

試行的にトラウマインフォームドケアについて、職員ないし児童たちにわかっていただくようなリーフレットをつくるということを行いまして、それについて翌年、平成30年度は引き続きそれについて活用した研修ないし活用についてのヒアリングといったものを続けたというふうに展開しております。

続きまして資料6の2になりますけれども、続く平成30年度、昨年度については今、申しましたような児童自立支援施設のヒアリング調査を続けるとともに、教材の改訂ということで、つくりました冊子について、より子どもたちに説明しやすい形でバージョンアップするものを開発したということが一つの成果になります。

また、「TIC」、トラウマインフォームドケアについての認識もこの1～2年で随分広まりつつあり、施設現場としては一定の有用性があるというような意識を持たれていることも確認されました。

そのため、これもまだ試行的ですが、トラウマインフォームドケアに関する職員研修といったものを、あるモデル施設さんの協力を得て定期的に行うという形で、その評価については非常に肯定的な回答をいただいております。

同時に、平成30年度から新たに加えた調査内容といたしましては、今、山本委員長からお話がありましたような、聞き取りの協同面接に関連する被害状況の確認の仕方、専門面接の実施状況ということについての調査も加えて行うことにいたしました。

それについても、まだケースバイケースで対応しているといったばらつきのある対応というのが見受けられましたし、そのあたりが一つの課題として残されたというか、見えてきたという感じになります。

以上が、この2年間の報告ということで、実際には実態調査をベースにして試行的にトラウマインフォームドケアに関する資料、それから周知の試みをするといったことをこれまでやってきたということになります。

続けて、今年度についても申し上げます。資料7になります。

今、申しましたように、これまでの調査研究のまとめとして、我々の調査対象としては児童自立支援施設、それからそれをサポートする児童相談所という2つのところで調査を行ってきていますけれども、児童自立支援施設の対応が一律ではないといったこと、児童

相談所での聞き取りといったものもケースバイケースであるといった特徴を踏まえて、今年度はさらに職員へのトラウマインフォームドケアの研修といったもの、それに対する有用性と課題の把握といったものを引き続き行いたいと考えています。

また、児童福祉領域において、トラウマインフォームドケアというのはどのように適用させるかといったことについても引き続き取り組む予定です。

具体的な内容としては真ん中以降に書いてありますように、調査対象は引き続き児童自立支援施設と児童相談所と2つを考えております。それぞれについては、この①～④についての実施を行うことを考えております。

児童自立支援施設で行う1つ目の調査としては、入所児童に対してどのように性被害問題について聴取を行っているのか、全国の施設への調査を行う予定でおります。

これについてのアンケート調査の内容なのですが、【調査内容】のところをごらんください。58機関全施設を対象の郵送法で、性被害問題を抱える児童の状況、それからトラウマ反応を職員がどのくらい理解していて、どういった心理教育ないしはケアプランを持っているのかといったことについて把握することが目的です。実際の実施状況と、それから現場の課題といったものの洗い出しということが目的になります。

調査の2つ目、②なんですけれども、これは継続的に職員向けの研修を続けるということになります。3～4機関を対象にして、これは全国の中でも女兒の入所が多い、あるいは対応に積極的であるところを中心に選択する予定ですけれども、そちらの研修と効果評価といったことについてとる予定でおります。

③で、児童相談所に対する調査の1つ目は、昨年度に引き続き司法面接についての実施状況ということになります。これまでヒアリングという形でも把握してきましたけれども、新たに全国の児童相談所への質問紙調査でそのあたりの傾向を把握するということが大きな調査の柱になります。

そして、④にありますような専門研修についても昨年度に引き続き、今年度は1機関の対象になるかと思えますけれども、研修実施と効果評価といったものを行うということで、この①～④についての調査が今年度の予定です。

これによって、今後のこういった性虐待、性的搾取といったものに対する被害事案について、児童福祉領域でどのように支援していくことができるのか、あるいはどういった体制が必要であるのかといった基礎資料を得るということの一つの成果として考えることができますし、それから現場のニーズが非常にまだ多様であるし、把握できていないということで、それを明らかにしてレディネス、準備性、実態に合わせた御提案ということができたらと思っています。

将来的にはその支援方策、ガイドラインの提言ということにつなげることを長期的には見越して考えております。以上になります。

○山本委員長 ありがとうございます。

きょうの本体部分なんですけれども、今の説明に関して御質問並びに御意見がありまし

たら皆様からいただきたいと思います。よろしく申し上げます。どなたからでもどうぞ。
○成松課長 もしよろしかったら、新しい委員の方もいらっしゃると思いますので、補足説明とか、研究の位置づけを簡単に御説明させていただければと思います。参考資料の4を
ごらんいただければと思います。

御案内の先生方も多いかもしれませんが、参考資料4を1枚お開きいただきますと、児童買春・児童ポルノ規制法というものが改正されまして、1ページ目の枠囲いを書いていますように、改正によって被害児童の防止策の実施状況について定期的に検証・評価をいただくというような位置づけの委員会でございます。

この委員会で、実は一昨年度、どういう施策を評価しますかということをお議論いただいたときに、その次のページですね。社会保障審議会における検証・評価ということで、この下を書いてございますような枠囲いの施策について検証・評価をしましょうということをお決めいただいております。

それで、上のほうに書いてございますとおり、それぞれの施策について、措置について検証・評価の対象とするとともに、施策横断的な課題に取り組むための調査研究を実施し、検証・評価を行うということにしておりますので、先ほど野坂先生から御説明のありました資料6が昨年度までのこの施策横断的な調査研究の実績、成果物でございまして、資料7が今年度引き続いて行う調査研究となっております。

実は、厚生労働省の補助金対象の調査研究になってございまして、ここの御承認を得られれば今年度、資料7にございますような研究にお取り組みいただく。

最初に御説明すべきだったかと思いますが、そういったたてつけになってございます。申しわけありませんでした。補足でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。今の施策横断は、資料9のほうにも同じものが載っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、どれからでも構わないので、1～4までの対象と、それから調査内容について御説明いただきましたが、皆さんのほうで確認したいこと並びに注文したいこと、何かございましたらおっしゃってください。

どうぞ、鈴木さん。

○鈴木委員 司法面接の児童相談所に対する調査は、昨年のカンサースキャンの報告でかなり実態がわかってきたと思っておりますけれども、時間がたっているので、さらにいろいろな変化は起きていると思っております。

それで、今回の調査がカンサースキャンの調査を踏まえてどういうふうにそこが違ってくるのか、新たに何をするのかということが1つと、あとは児童相談所がどう行っているかということももちろん重要なんですけれども、警察と検察、カンサースキャンの調査結果で一部はわかりますが、児相中心になるんですけれども、3機関協同で知見化が進められているのは検察官がかなり率先したというか、面接者となってやっているというのがカンサースキャンの調査でもわかってきていると思うんですけれども、警察とか検察

に対してのリサーチというのはなかなか難しいことがあるというのは私も承知しておりますけれども、そのテーマは今回は取り組みの中ではどう行うのかという2つを質問させていただきます。

○山本委員長 児相関係については私のほうがかかっているもので、ちょっと御説明したいと思います。

まず、キャンサースキャンの調査は協同面接を主体にした調査になっています。それに対して、本調査では性被害に遭った子どもたちの発見というところにポイントがありまして、その発見にかかわる調査として、施設と児童相談所がどういう役割分担をしているか。その中で、児童相談所が持っている専門面接をどのように使っているかということにポイントがあります。ですから、児童相談所全体がやっている協同面接そのものが主たる調査の対象にはなっていないです。

それで、去年までの報告を読んでいただいたらと思いますが、施設に入ってくる子どもたちの性被害をどれぐらい相談所が把握しているかということと、それから施設入所後に途中発覚と呼んでいますけれども、後々に子どもが被害開示をする、その相談所にかかわられる前から、あるいはかかわった後、施設に入る前、施設に入った後ですね。そういういろいろな時点での途中発覚があったときに、どのように対応しているかということに焦点があります。

というのは、協同面接というのは相談の端緒の部分で性被害があった、ないしは性被害を事案として扱うということがはっきり出ているケースがやはりメインになっていると思うんです。それに対して、施設に入ってからの子どもの処遇というのは、例えば行動上の問題であったり、無断外出があってトラブったとか、いろんなことが施設の処遇上あって、そのプロセスで被害開示が出るということがあって、児童相談所の受付システムでも、性暴力被害として受け付けているとなっていないケースがたくさんあるわけです。

ところが、その子どもたちが出している被害の内容は、当初から受け付けて、それこそ協同面接の対象にすべきような事案も含まれているわけです。これについてどうなっているかということを実施側にずっと聞いてきたのですが、ケースバイケースであるという答えが結構あって、システムのうまくいっているかどうかがよく見えないことがあり、逆に児童相談所側に去年聞いたところでは、大半が児童相談所が調査すると答えているのですけれども、この微妙な差が何なのかというのがとても気になりました。

そういう意味では、施設入所中あるいは施設処遇がプロセスが進んでいる子どもの途中発覚があったとき、児童相談所はどんな把握の仕方とか調査をしているかということに今回ポイントを置いています。

ただ、もちろんその背景に、例えば全国の児童相談所で今、専門面接の技術者がどれくらいいるのかとか、それからその研修体制が保障されているのかとか、あるいは今おっしゃったように警察、検察との協同面接にそれがどれぐらい入っていつているのかとか、そういうことももちろん実態としては調査対象になると思います。

ただ、今おっしゃられたように、協同面接を主体とする調査とはちょっと違う観点になるかと思います。今のところです。

○鈴木委員 そうしますと、施設に入所した後に被害が発覚した場合の施設と児童相談所の連携においても、司法面接というよりも調査のあり方が今回の調査の主たるテーマになるということで理解しましたが。

○山本委員長 司法面接を使っているかも聞いています。

というか、実際には措置にかかわる相談所のいわゆる保護者の面会とか、外泊とか、そういうことも含めた内容にかかわってくる事態になれば、どう考えてもこれは司法面接の対象になりますので、そういうことがちゃんとできているかというのも対象になります。ですから、施設に入る時点でわかっていたかということと、入った後わかったらどうするか。ざっくり言うと、そういう観点で児童相談所の体制と司法面接の適用をどうしているかということが問いになります。

○鈴木委員 もう一つですけれども、そうすると施設に入ってからそういった被害の事実がわかるということになるわけで、それを子どもからどういうふうに気づくか。児相も施設もそうなんですけれども、どう気づくかという仕組みを児相や施設がつくっているのかということが早期発見ではとても大切になると思いました。

これは意見になっていますけれども、あとは施設に入ってから新たな被害というものもあるわけですね。それは、家族との交流の中でというのがありますし、残念ながら子ども間の性加害被害というのはどうしても避けて通れない問題です。そういうふうなことも含めて、子どもたちのサインにどう気づくかというようなことも非常に重要なテーマになってくると思うので、多分そのやり方というのはほとんどというか、十分に確立されたものがない。熱心に取り組んでいる児相施設はもちろん承知していますけれども、それが標準化された形で共有されているかということ、まだとても課題が多い分野かと思っていますので、これは意見ですけれども、特に子ども間の暴力は児童ポルノで写真を撮ったり、それを拡散させてしまったりというような事例もありますので、そこら辺のことがよりわかると、児童ポルノのあり方についても幾つか提言ができて重要な調査になるかと思いました。以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。とても貴重な御意見で、また吸収して質問紙に反映したいと思いますが、子ども間性暴力に関しては別に委員会があって調査も進んでおりまして、そこに児童自立のデータも入っているので、そちらとのすみ分けがこれからあるかと思います。

もちろん、トータルに言いますと、大人から子ども、子ども同士、そして施設の中、外、全部の子どもの性被害をトータルにどう理解するかという課題があって、それをターゲットにした委員会というのがないので、ばらばらに分担しながらやっている状態なんですけれども、今おっしゃったとおり、最終的にはトータルな子ども性被害に対する感度というのを処遇側が上げなければいけないということにはなると思っていますので、ぜひそこへはつ

なげていきたいと思えます。ありがとうございます。

では、どうぞ。

○野坂委員 鈴木先生、御意見ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、やはり施設の中でどうやって子どものサインに気づくかとか、教職員が子どものサインを理解していて、どうやって早目に子どもに聞き取るかといったことについては非常に重要な点だと思っております。

それについては、調査内容の①のほうで児童自立支援施設対象の調査の中に項目として一部含ませていただく予定でいます。やはりどの段階で子どもが言うのかといった子どもの行動もそうなんですけれども、職員がどういうふうに行動しているのか、準備しているのかという姿勢も非常に大事だと思いますので、調査票から全てというのは難しいかもしれませんが、できるだけその辺を聞き取れるような項目を入れる予定でおります。

もう一点、最初に質問がありました司法面接に関する実施状況ということで、山本委員長からお話がありましたように協同面接というよりも被害の後の調査のあり方というところについてなのですが、昨年度の研究で調査用紙案というところまで検討を済ませております。

参照していただきたいのが参考資料3になりますけれども、平成30年度の調査報告書のうちの47ページに当たります。昨年度までの調査の時点で、こういった項目を聞くのがよいのではないかという検討まで進めており、今年度の調査準備をやってきたという状況です。御報告いたします。

○山本委員長 ありがとうございます。そのほか、何かございましたらどうぞ。

藤原委員、どうぞ。

○藤原委員 私も、初めてこういう調査研究の毎年度のことを知ってとてもすばらしいと思うのですが、私の中でまだ混乱していて、教えていただきたいところがあります。

この調査研究に関して性被害、対価の授受を伴わない性的搾取ではない性被害児童に対する支援とありますが、それは今回のこの委員会のテーマである性的搾取の被害児童と同列で考えているのか。性的搾取の被害児童は児童買春・児童ポルノなどの被害に遭っていると思うんですけれども、この児童自立支援施設で行われる調査や職員向け研修は性的搾取に特化したというものよりは、性被害に遭った児童への司法面接も含めたいろいろな調査ということで、今回のこの委員会のテーマである性的搾取被害児童への支援というところで少し違ってくる部分などはあるのかということが気になります。

あとは、私はNPO法人なのですがけれども、先ほど警察庁の方からもあったように、私たちの被害児童はまさしく児童ポルノの自画撮り被害などで、要保護児童に当たる子ではないのがほとんどでして、児童買春も児童相談所にもかかわらない。まして児童自立支援施設には行くこともないだろうというようなお子さんがすごく多い中で、3年前に私たちが厚生労働省さんの助成金をもらって実施した児童相談所の性的搾取被害を受けたお子さんのケースでも、やはり全国的に見て児童相談所につながる子どもたちがすごく少ない中で、

この委員会を通して先ほどの警察庁の統計にあったような、児童ポルノ事件で3,000人も検挙があったという大きな事件で被害に遭っている子どもたちがどのように今後このようなすばらしいトラウマインフォームドケアを受けられるとか、そういったことができるのか。

制度的に今、親御さんや子どもたちを巻き込んだこういうケアというのはとても難しい中で、これをどのような形で児童自立支援施設のまずはこの調査研究から広げていこうと考えていくかというのは、委員である私自身も考えなければいけないことだと思うのですが、ぜひきょうの委員会の中でお話しできたらと思っています。

○野坂委員 御意見ありがとうございます。おっしゃるように、この委員会全体がターゲットにしている問題の中の本調査ではその一部を扱うということに限られてしまうというのは事実だと思います。なかなか各家庭にいて自撮りとかのお子さんたちをケアする体制というところまで、まだこの研究班で十分に手がつけられない状態でおります。

まず、児童自立支援施設に入所する児童の中に比較的、性被害児童が多いというところから、そこを手がかりにして調査をこの3年間しているというような状況になろうかと思いますが、おっしゃるように最終的にはそういったノウハウをほかの、例えば一般の学校でも適用できるのかとか、それから児童相談所につながらないケースをいかにフォローしていくかとか、そういったところの提言は必要になってくると考えますし、貴重な御意見をいただけてありがたく思います。

委員長 初年度の調査研究のときに、予防冊子をつくるのに御協力いただいて、あれは児童自立支援施設では非常に人気があるんです。

というのは、恐らく今、取り組んでおられるプロセスでは、世の中全体は一般家庭のぼやとした子をターゲットに性的搾取が進んでいる。SNSを使って、非行ともならないような形で子どもが親の監護権から離れていって被害に遭うというプロセスが進んでいるんですけども、実際にはそのコアの部分ではずっと非行と言われてきた子どもたちの、特に女子の場合が注目されていますけれども、大半が性被害を経験していて、その性産業のコア部分はやはりその子どもたちが卒業後、施設を出てから取り込まれていることは間違いないんです。

その子どもたちに予防的な情報が十分に周知できていないし、その子どもたちが生活をする上で当然、性産業を選択肢にしているということが実態としてある。どうやったらそれに対して歯止めをかけられるかというのも、児童自立支援施設の側ではとても大事な課題になっています。

逆に言うと、それらは性産業側からいえば苦勞なくやってくるカモであって、今アプローチをしなければいけない相手ではないのかもしれないけれども、やはりそこから相当の搾取が行われているはずなので、その部分にまずどう取り組めるかというのが今は課題だと感じています。

その一方では、より広く一般社会の中で被害が進んでいる、あるいはネットを通じていろんな加害の形態が変遷しているというのはわかっているので、それがもしかすると今後、

児童自立に来ている子どもたちの前駆状態ですね。全身状態につながっているのではないかというのは常に感じていることなので、そこへいずれはつないでいけるものなんだというくらいはアピールできたらと思っています。

○藤原委員 ありがとうございます。今話をしたのも、やはりもう少しスピードを上げていきたいと思うことがありまして、私たちのところに来る子どもたちも過去に被害に遭って児童ポルノ被害児童として保護されたんですが、別のアプリでまた被害に遭ってしまっ、児童要保護になったこともないお子さんなんですけれども、2回目の被害というのもしっかりとケアができていないからで、次に彼女は、今度親に言ったら、親からの信用を一切失ってしまう。親には絶対言えない。これだったら家出したほうがいいということで、そういうことが繰り返されていくことがあって、全体の子どもたちに対するケアや、人権教育や性教育といったものももしかしたらあるのかもしれないけれども、少しスピードを上げて私たちもやっていきたいと思って、皆さんのお力をいただけたらと思っています。

○山本委員長 ありがとうございます。ぜひ取り組んでいけたらと思います。

では、草間委員どうぞ。

○草間委員 質問があります。1つは、すばらしい研究成果が出されていますが、この冊子の配布先というのは今どちらになっていますか。

○野坂委員 ありがとうございます。全国の児童相談所と、児童自立支援施設には毎年お送りしていますのと、あとは関連するNPOですとか弁護士会といったところになります。

○草間委員 できれば、社会的養護の関係施設にも配られたらいいんじゃないか。今、見ると、虐待で入ってくる子が6割近くで、実際入所後に新たに判明するという場合もあるんですね。一時保護所で、なかなか初見で発見できない。それで、後で職員と信頼関係ができる過程で子どもが吐露するというケースもあるわけですね。

そういうことで、関係する社会養護の先でそういう関係団体の研究大会があるのですけれども、できれば基調報告みたいなものをそういったところでされることも非常に有効ではないかと感じました。以上です。

○野坂委員 どうもありがとうございます。報告書及び成果物について、ホームページ上でダウンロードできる形では公開しているのですけれども、そちらを御活用いただけるようにも何らかの形で児童養護の領域にも周知できたらということで、工夫していきたいと思っています。

○草間委員 ありがとうございます。あとは、社会的養護の雑誌はいろいろあるのですけれども、1つには資生堂財団で出している『世界の児童と母性』と、それから児童養護施設協議会が出している季刊『児童養護』は年4回、資生堂は年2回ということで、そちらのほうにこの取り組みの概要なども投稿されると、現場の方が確実に各施設で読まれますので、広がるのではないかと思います。

○野坂委員 御意見、どうもありがとうございます。

○浅野委員 先ほど藤原さんがおっしゃったこととも関係するのですがけれども、たくさんの被害のお子さんがいらっしやる中で、私は児童自立支援施設に勤務経験があるからこそ思うのですがけれども、入所している子どもたちにはかなり先鋭的にいろんなことがあらわれるということと、もう一つは保護者とか周りのサポートが余り得られない中で、次々に被害に遭っていくということがあると思うんです。

ですから、教育とか、もっと一般的な呼びかけとかに応じて、周りがサポートしてもらえるようなお子さんもいる一方で、特に厚^労省分野で言えば、児童福祉施設というのは措置ということで、公的責任のもとで子どもさんをお預かりしている中で、その子どもたちがさまざまな被害に遭うことを、周りから保護してくれるとか、声をかけてくれるとか、そういう環境がないので、その中で子どもたち自身に働きかけていくために、できることは何かと考えていくことはすごく意義があるのかなというのが1つ思ったことです。

もう一つは、何人かの委員の方もおっしゃいましたけれども、入所してから被害の開示というのは結構たくさんありまして、その中にはそれこそ、これはどういう人たちがこの子どもにこういう搾取行為をしたのだろうか、集団とか、薬物が絡んでいたりと、さまざまなことを子どもたちが入所してから話をするのですがけれども、その時点で児相と情報は共有するものの、その後、事件化するようなことは難しい。

でも、地域に帰ったらまたそういう集団があるのかもしれないということもたくさんありまして、行く行く司法面接の対象となっているものと、子どもたちが施設の中で職員に話をしたこととが結びついて、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、本当に地域の安全感の向上につながるような方向に持っていくことができれば、今やっている研究というのが、将来そこで接点を持って結びついてくるのかなと感じるところです。以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

時間が11時に近づいているのですがけれども、退席される委員のお二人から特に何か御意見がございましたらお願いします。

○中島委員 武蔵野大学の中島です。私がここに参加している理由の一つは、犯罪被害者等施策の推進委員ということで、検証の立場にある委員会のほうに参加しているということもありまして、こちらのほうに参加させていただいております。

犯罪被害者施策において、やはり中心が警察庁ということもありまして、警察庁はいらっしやいますけれども、民間の犯罪被害者支援団体と連携した形で進んできているところが多いのですが、民間の被害者支援団体は子どもの虐待に関しては対応ができないところがあって、結果的に子どもの性被害とはっきりわかっているものについてはそれでもある程度かかわれますけれども、児童ポルノ、買春に関してはタッチできないところが多くて、そこは本当に児童相談所と児童自立支援施設と使用された場合、頼るところがあると思っております。

ですから、この研究等が非常に重要な意味を持っていると思うのですが、犯罪被害者施策全体から見ると、広い窓口で子どもたちが先ほどもあったように被害に遭っていて、予

防と発見、ケア、その3つが連携しないといけないということをすごく感じているところなんです。ある意味、児相、児童自立支援に結びついた子どもたちというのはまだ発見される可能性が非常に高く、先ほどのお話もあったように、発見されない人たち、潜在的被害というのもターゲットにはなっているのですけれども、それをどうするかというのがすごく重要かと思っています。

1つには、やはり学校教育現場で発見と、あとは予防教育が進んでいないというのが一つの課題で、文部科学省のほうには委員会からもたびたび性暴力被害に関してはこういった買春、児童ポルノに関しての予防教育を学校としてもっと推進してほしいということを申し入れているのですが、性教育というものを扱うことができないという言葉によって阻まれている状況にあるんです。

ですから、この調査自体はここにターゲットを絞ることで、より学校ですとか、あとは厚労関係で言うならば保健所とか精神保健福祉センターというのは思春期の子どもたちを扱うところなので、そういったところに波及できるような連携機能について少し調査の中で盛り込んでいただけるとありがたいかと思っております。

○野坂委員 コメントをどうもありがとうございます。先ほどの藤原委員のコメントと同じく、今回確かに本調査ではいわゆるハイリスク群をターゲットにするとしたことにはなりますけれども、最終的には子どもの権利ということになりますので、教育とか家庭とか地域といったことでできるような、波及できるようなということで、言っていただいたように広い観点で捉えられるところに持っていかれたらと思っています。ありがとうございます。

○山本委員長 ほかはどうでしょうか。

そうしたら、令和元年度の調査研究事業の事前評価ということによって、いただいた御意見を吸収しながら詳細は詰めるということですが、基本的には今のような御意見も踏まえた研究の振興について承認手続に入らせていただけてよろしいでしょうか。

それでは、令和元年度調査研究を御承認いただけますでしょうか。

(委員 異議なし)

○山本委員長 ありがとうございます。それでは、皆様の御指摘を踏まえて、今後専門委員会も含めて御報告させていただきながら、詳細を詰めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、被害児童保護施策の取り組み状況について、事務局のほうから御説明をいただきたいと思っております。

○成松課長 私のほうから、一言申し上げたいと思っております。

先ほど研究に対する御指摘もございましたし、あるいは例えば先ほど警察庁がおっしゃった自撮りなどに対して、なかなか予防とか発見とかケアが行き届いていないんじゃないかと、どちらかという施策面のほうの御指摘もいただいたと思っております。一応この委員会は、資料9のほうでお示ししているような施策を対象としておりますけれども、ただ、先

ほどの視点でいうとそれがまだまだ自撮りだとか、予防発見関係が十分かどうかという視点もあるかもしれません。そこは、我々の検証委員会でも御指摘いただければ、警察庁さんなり、ここに書いてある文科省さんとも連携をさせていただくことになります。

先ほどの御意見の中で研究面と施策面、両方かぶるものもありますけれども、そういったものも意識しながら、我々としても施策面を考えていきたい、あるいは研究を踏まえた施策についても考えていきたいと思っているところがございますが、この後は先ほど委員長からお話があったとおり、この審議会における評価・検証と評価対象の今の施策の実施状況について御報告をさせていただいて、またそれに対して、あるいはそれに関連する部分についての御意見もいただければ非常にありがたいと思っています。

では、担当のほうから資料9、資料10について御説明させていただければと思います。ありがとうございます。

○末武専門官 では、私のほうから残りの資料9、10及び先ほども出ていますけれども、参考資料4について説明いたします。

まず資料9についてなのですが、先ほどから何回も出ておりますけれども、この四角い囲いをしておりますところがこの専門委員会での検証・評価対象ということでしております。これは、第1回の当専門委員会の会議において確認されたことですが、改めて当時の資料を参考資料4として掲載しておりますので御確認いただければと思っております。

続きまして、細かな数字の確認ということになると思うのですが、資料10を見ていただければと思っております。これも、様式等は第1回の専門委員会のほうで御報告されたものを上書きしているような形になっております。

開きまして、まず番号【1】とありますところですが、厚生労働省の担当する施策ということで「被害児童に対する保護活動」ということがございます。

全国に児童相談所は現在215カ所ございますけれども、それらにつきましては【取組の詳細】にあるように、相談や通告があった場合にはその児童に対する相談・援助、一時保護、あるいは必要であれば病院等へのあっせんといったものを行っているところでございます。生活が、そこで必要な場合によっては里親や児童福祉施設等への入所ということで措置を行いまして、児童の保護、あるいは支援、回復を図っているところでございます。

これは養育家庭のことかと思えますけれども、なお、平成27年度の児童相談所における児童買春等被害相談対応件数は45件となっております。また30年度についての数字は出ていないのですが、平成29年度は39件となっております。

続きまして、児童相談所の体制強化といたしまして、本年6月の児童福祉法改正により、児童心理司の配置基準の法定化、並びに医師、保健師の配置の義務化、スーパーバイザーの任用要件の見直しといったことを行っております。児童相談所の専門性の確保というのは、引き続き行ってまいりたいと思っております。

こうした法改正における制度面の強化とあわせまして、3つ目のポツです。財政面でも「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を決定しまして、2022年度までに児童福祉司を

2,020人程度増加という目標を定めております。

次に2つ目の○でございますが、児童家庭支援センター、これは児童相談所が補完する役割で施設に設置されていたりするものなんですけれども、平成29年10月1日現在では全国122カ所ございます。こちらでは、地域の子育て家庭に対しまして児童虐待や専門的な支援、児童養護施設の職員とか、児童の件に関してある程度、専門的な知見を持っている者がおりますので、そういった専門的な支援が必要な児童に対して、より高い支援、専門性の高い支援を行う事業を実施しております。被害児童につきましても、中には性的被害を受けている児童もいらっしゃるかと思いますけれども、そういった方についても支援を実施しているところでございます。

3つ目の○は、児童養護施設等における心理療法担当職員に関してでございます。こちらでは、全国の乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、そして児童自立支援施設に心理療法担当職員というのを配置しておりまして、平成29年現在、全国で810の施設がございます。

なお、心理療法担当職員につきましては、これまで心理療法が必要な児童10人に対して1人配置というのをやっておりますが、こういった心身に被害を受けている児童の割合というのはふえてございますので、そういった児童へ、きちんと心理療法担当職員を配置しまして適切な支援につなげていきたいと思っております。

次のページに移りまして、番号【2】の「被害児童保護を行う者の資質の向上」についてでございます。

「性的被害を受けた児童への支援を行う児童相談所職員等に対する研修の実施」についてですけれども、1つ目、2つ目のポツについては、性的被害を受けた児童への指導を行うに当たって、まず児童相談所等に対する研修などを充実させて児童福祉司の専門性の向上を図る必要があります。相談通告されたケースにおいて、児童相談所は児童ポルノの被害がなかったかどうかには気づくという視点も非常に重要であるということは先ほどから言われておりますけれども、そのため児童福祉司との研修受講の義務化、研修到達目標に児童買春、児童ポルノ被害等の性的被害について理解する項目というものを盛り込んでいるところでございます。

都道府県及び子どもの虹情報研修センターにおきましても、性的虐待を含んだ児童虐待に関する研修を実施しておりまして、その専門性の向上を推進しているところでございます。

子どもの虹情報研修センターに関しましては、末尾の※印のところにあるとおりでございます。

ちなみに本年度、明石市のほうに、西日本こども研修センターあかしが全国で2カ所目の研修施設として設置されております。子どもの虐待対応機関や、施設職員への研修を行っているところでございます。

次のページに移りまして、番号【3】の「被害児童保護に関する関係機関の連携協力体

制の強化」というところでございます。

1つ目は「医療機関等専門機関との連携の推進」ですが、虐待を受けた児童が深刻な身体的・精神的問題を抱えている事例や、刑事事件として司法の関与が必要になる事例等につきまして、児童相談所等が医療機関や弁護士等から助言を受けて、より専門性の高い支援を行うことというものを推進しております。

2つ目の○ですが、1つ目のポツについて後段に示しております「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」におきまして、地域連携体制の充実を図るため、2022年度までに全ての市町村で要対協の調整機関に常勤の調整担当者を配置されることを目標として定め、その人件費を本年度より地方交付税措置を講じることとしております。

3つ目の○におきましては、「性暴力被害者への支援に関わる様々な機関の実践を基にした研修の実施」についてですが、先ほど出てきましたが、子どもの虹情報研修センターにおける研修の再掲になります。

最後として4つ目の○ですが、ページをめくりましたところですが、児童相談所、警察、検察の連携強化でございます。3つの機関が連携を図り、先ほども申し上げましたとおり協同面接等を実施することで二次的被害を回避、または緩和するなど、子どもの心理的負担の軽減を図るといった取り組みを推進しているところでございます。

最後のページは【警察庁】の取り組みですが、「児童相談所との緊密な連携」ということで、この取り組みについても掲載しておりますので御確認ください。

事務局からは、以上になります。

○山本委員長 ありがとうございます。

これについても、御意見、御質問がございましたら皆さんからどうぞ。

○浅野委員 最初の「被害児童に対する保護活動」のところで、児童相談所における児童買春等被害相談対応件数というのがすごく少ない件数で挙がっているのですが、厚労省のほうで定義している児童買春等被害相談というのはどういう項目で児相に伝わっているのかということですか。

先ほど資料1で御説明いただいたときには、お金や物とかを介する買春ということと、立証は難しいけれども健全育成という点での淫行の話と、あとは社会的立場を利用した児童福祉法違反の淫行ということで明確な定義があったと思うのですがけれども、実際に相談所で相談をとるときにダブルカウントみたいな形でないとこの辺がなかなか浮き上がってこないのかなと思うところと、あとは施設に入所してしまった後の子どもさんから出てきた事案を改めてとるということを多分していないからだと思うのですが、1つの施設だけでもこのぐらいの件数がひよっとしたら挙がってくるんじゃないかと思うぐらいの少ない数しか挙がっていないということがあって、どんなふうにして認識するかという概念のことも研修に織り込むということになっているようではございますけれども、この点をちょっと明確にしたほうがいいのかと思ったところです。

○山本委員長 ありがとうございます。

○末武専門官 集計の仕方ですけれども、児童相談所においては全ての被害項目であるとか、非行内容とか、そういったものを把握しているわけではございませんで、カウントする際にはやはり主訴の1件、2件とか、そういったものがカウントされておりますので、純粹に児童買春とか、買春売春、そういったものが項目に入ってくるのはやはりこういった少ない数字になってしまうのかなと思います。

○山本委員長 どうぞ。

○鈴木委員 児童ポルノにしても、性的虐待の発見される件数にしても、非常に少ないわけで、日本の今の全国統計でも性的虐待は1.1%ですね。都市圏だと1%を切ってしまうというような状況があって、圧倒的な子どもたちは被害を開示できていないという実態がまずあると思うんです。児童ポルノだけでなく、性被害全てということです。

そこに取り組んでいくのは、先ほど中島委員も言われたように、学校教育の中でどう取り扱うのかということで、アメリカの性的虐待をすごく子どもたちが開示するようになった時代背景とか、イギリスなどもそうなんですけれども、やはり性被害の通告がふえてきた中で学校教育の果たした役割が非常に多いということがアメリカの検証などでも言われているわけですね。子どもたちに、被害を受けているのはあなただけではないということと、それは言ってもいいんだということと、あとは言って守られる体制があるんだということ子どもたちに伝えていくことが必要だと思うんです。

だから、ここは本当に氷山の一角の一角の点で、性的虐待を計算したら、児童相談所が扱うのは数万人に1人です。だから、WHOとかIPSCANが言っている数とは物すごく隔たりがあって、ほとんどの子どもたちが言えていないんだという前提で、職員の感度を上げるといっても多くの方たちをそれで発見するというわけではなくて、サインを出してもらう側に働きかけていくということが非常に大切だと思っています。

それで、ここはかなり自由に言っているのであれば、緊急総合対策は本当に厚生労働省のほうも力を入れて、私は3月まで児童相談所に30年近くいたんですけれども、一人がふえるのも非常に大変な中で、急激にふえているという現場の印象を持っています。みんな1つの建物の中で机が置けないぐらいになっているというのが、よく聞かれる話です。

それで、2022年までの増員計画で厚労省が試算しているのでは、施設措置ケースも入れて40ぐらい、虐待ケースが30ぐらいでしたか。間違えたらごめんなさい。そのぐらいの目標でいくんですけれども、印象としては40ケースは非常に多いということです。米国などに比べればいろいろな調査もありますけれども、やはり40を持つというのはかなりきつくて、難しいですね。

そういうことで言うと、本当にこの間の増員というものは努力の結果だと思いますけれども、それが達成されたとしても極めて脆弱な体制は変わらないと思っていますということです。

そして、急激なところがあって、職員が今、人材の奪い合いが各自治体で起きていますので、本当に職員で大学を出たばかりの学生が虐待対応の最前線に立たされるとい

うことが現実起きています。その中で仕事への希望を失ってしまうような方もいらっしゃるって、これはほかの部会でもやっていますけれども、やはり志を持って児童相談所に来た方が仕事を継続してできるような体制を早急につくっていかなければいけなくて、家庭裁判所調査官は2年間かけて専門家になっていくという研修体制があるのに、児童相談所は多分、東京都なども頑張って1カ月間ぐらいは現場に行かずに研修を受けるそうですけれども、任用前講習を受けてすぐ現場に立たされてしまうということが現実としてはあるということで、やはりその研修体制ということを抜本的に考えていかないと、人がふえたことはとてもありがたいことで現場に大きな影響を与えています。

しかし、そこで働く職員の専門性が虐待対応、さらにここで難しいのは性的虐待対応、さらに難しいのは児童ポルノへの対応です。そういったことの研修も、本格的に本気でやらないと、現場が子どもを守るということとはできない。そこで働く職員が潰れてしまうというようなことがあるのではないかと思います。

議論から、少しついでにしゃべってしまえという感じになってしまっていますけれども、厚労省が頑張ってやっているというのは本当にわかりますが、現場にいた者としては非常に厳しい状況の中で、脆弱な体制の中で仕事をしているという感は拭えないんだという意見を言わせていただきました。以上です。

○山本委員長 大局的な御意見をありがとうございます。

我々の調査も児童相談所にもストレスをかける調査なので、できるだけシンプルかつ効果的に、最小限の項目で最大限の情報が集められる工夫をしたいと思っています。施設現場も同じように大変なようなので、そういうことも含めて考えたいと思います。

今の御意見は、大局的なお話として、我々がその中の一部を担っていることとして今後とも考えていかなければいけないことだと思いました。

ほかに、どうぞ。

○中島委員 これで退席というのもあって、施策の番号【3】のところの「被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化」という施策は非常に重要だと感じております。

それで、特に「医療機関等専門機関との連携の推進」というところで、受け皿の問題というのがすごくあると思うんです。先ほど、養護施設が警察等と連携した場合のギャップとして子どもたちのフォローの問題は、では施設がやるんだけれどもという話になると、そこでケアをする児童精神科医であるとか臨床心理士、公認心理師ですね。これの圧倒的な不足といいますか、それが可能な人の不足というのがあると思います。

武蔵野大学では、障害福祉課のほうが実はPTSDのできる医療機関の実態について調べるというのが今年度事業であって、もう半分ぐらいわかってきているんですけども、被害者支援センターが受け皿が一番困っているのが、子どもの性被害を見られる医療機関と医者がいないということなんですね。この実態は、多分ここでも同じことになってくると思うんです。

連携の推進はできるんだけれども、推進した後、では見てくれる人がいるのかという問

題が必ずそこに出てくるので、この最後の受け皿になるケアをする人の研修育成というのをセットにしないと、なかなかこれが進まないんじゃないかと感じているところなんです。

それで、厚生労働省のほうで児童精神科医のトラウマ研修はこちらの部局でやられているんですか。障害福祉課事業ではないと思うんですけども、こちらの部局であるとしたら、そういったものをこの調査報告からわかっているところに盛り込んでいただくことと、公認心理師が国家資格になりましたので、またそういうところに反映させていくということとで受け皿の強化をセットで施策の中で考えていっていただけるとありがたいかと思っております。

あとは、瑣末ですが、最後の1点のお願いが、基本計画の検討委員会が今度見直しもされるとあるんですけども、実はせっかくこれだけのことをやっているのに、委員会の場で厚生労働省のほうからなかなかこの内容が報告に上がってこないんですね。すごくもったいないと思っていますので、ぜひ積極的に担当者のほうに、こういう事業についてアピールをしていただけたらうれしいと思っています。よろしくお祈りします。

○山本委員長 ありがとうございます。

○大野課長補佐 委員、ありがとうございます。第1回のときももしかしたら御報告させていただいたかもしれませんが、医療機関の従事者向けの都道府県の研修というのは、一応補助金のメニューとしてございます。

それで、30年の交付申請の段階で14自治体ということで、必ずしも今回の委員会における買春ですとか児童ポルノという枠ではなく、大きな意味でのそういった虐待対応をするための医師の養成みたいな形の研修というのは一応できるようにはなっていますけれども、まだまだそれで足りるということはないと思いますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○山本委員長 御意見ありがとうございます。

では、どうぞ。

○草間委員 番号【3】の質問なんですけれども、先ほど中島委員からもありましたように、大きな○の1つの専門機関との連携で、これの具体的な数字等を把握していれば教えていただきたいということと、もう一点が2つ目の○の要対協の研修を実施する取り組みを支援しているということで、こちらのほうも具体的な取り組みの数字等がもしおありでしたら教えていただければと思います。

○山本委員長 いかがでしょうか。

○成松課長 今、数字が手元にございませんで、よろしければまた後ほど皆さんのほうにお伝えできればと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○草間委員 ちょっと戻ってしまうのですが、警察庁からの報告でフィルタリングを非常に利用していないということなんですけれども、済みませんが、私は勉強不足でわからな

いのですが、論点の1つになるということだったのですけれども、ちょっと補足していただいてもよろしいですか。

資料1で、最後のページのグラフの括弧の中の最後なんですけれども、フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち、約9割が被害時利用していないということなのですが、具体的に外してしまうということですか。

○警察庁生活安全局少年課 2つありまして、このグラフは白黒なのでわかりにくいんですが、真ん中の太いところの平成30年で81.1%のところはもともとつけていない。そもそも購入時からつけていないというのが81.1%です。そして、最初は利用していたんだけど外しちゃったというのが12.0%、あわせて93%が結果的に使っていなかった。

だから、9割が被害に遭った時点では使っていなかったという意味合いでございます。それで、大半がやはり契約時からつけていないというのが実態ではあります。

○草間委員 携帯会社で契約する際に、フィルタリングをかけますとか、たしか聞かれると思うんですけども、このあたりは運用というか、モニタリングというのはできるんですか。

○警察庁生活安全局少年課 携帯電話事業者等によるフィルタリング利用の促進が法律で義務づけられていまして、平成30年度の子供の性被害防止プランの取りまとめの際、総務省から、携帯電話販売会社での義務履行調査を実施しているとの報告がありました。

原則つけなければならないですよという説明を保護者にして、保護者が拒否した場合は外せるという仕組みがあるんです。

そうすると、今のフィルタリングの課題というのは実はものすごくややこしい仕組みになっていまして、LINEが遮断の対象になっていたりすると、そもそもLINEが使いたいから外したいというような御意見があって、そのあたりを内閣府さんでそもそも今のパッケージがいいのかという議論を今している最中にはなっております。

○山本委員長 ありがとうございます。

○藤原委員 私もこの議論からちょっと外れてしまうかもしれないんですけども、大幅な児童福祉司の増員をあと2年ちょっとでするところで気になっているのが、私どもは民間NPOとして児童相談所の皆さんと深くかかわることはなく、児童さんの受け渡しで、きょう紹介して終わりということしかないんですけども、さまざまな研修機会をいただいて、いろいろな児童相談所の方と会う際に、本当に皆さんすばらしいお仕事をやっているけれども疲弊している状況があって、これからこういうキャリアを築きたいと思うような方たち、若者がいるとしたら、やはりそのキャリアをちゃんと積んで、最終的にしっかりと評価されるような、例えば研修を受けてトラウマインフォームドケアもできるとか、ちゃんと社会的に評価されて、子どもの福祉の専門家という形で、社会的にも行政の中でも評価をちゃんと受けられるような人たちになっていったらいいなど、民間から見て思うんです。

いつも批判されてばかりで、本当にかわいそうと言ったらあれなんですけれども、しっ

かりとしたキャリアを築けるような仕組みにできないでしょうかといつも思っているんですけども、ちょっと的外れな意見だったら申しわけありません。

あとは、児童自立支援施設や児童養護施設、児童相談所を含めて、やはりこういう仕事をしていると、子どもの性を好んで集まってくる人間がある程度いて、このような大きな増員があったときに、やはり犯罪を犯して有罪判決は出ていないかもしれませんが、過去に多くの子どもたちに性的な加害をしたり、実際に加害はしていないが、そういったものを集めていたりという人間がいて、警察の大きな事件でもかなりいろいろな人間がいるというのはわかってきているんですけども、やはり性的虐待を防止するような雇用時の仕組みであるとか、しっかりとこれはとっていかなければいけないと思います。

いろいろなルールづくりはあると思うんです。既に施設、施設の中で、ドアを閉めて個室の中で異性の先生が会わないとか、いろいろなものがあると思うんですけども、特にこれだけの増員があるとすれば、今ちょうど法務省さんはわかりませんが、ある委員さんたちは実際に性犯罪者が子どもにかかわる仕事につかないような政策をつくっていかうというふうに関、動いているといううわさを聞いているんですけども、それに間に合わないことだと思うので、しっかりとその辺の性的虐待を予防するような仕組みをつくっていかう、大幅な増員をしていただきたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

○成松課長 鈴木委員も藤原委員も、新プランに対する増員に期待するものと、課題というものを的確に御指摘をいただいております。

まさしく今の児童相談所の状況を見ると、量も質もということ、量も質もと簡単に言っていますけれども、御指摘いただいたような課題というのもしっかりあるという認識のもと、この課題を一つ一つ丁寧に解決していくということが大事だと思っています。

特に、人材につきましてはしっかりキャリアアップ、社会的な評価が得られたりという視点でそういう仕組みをつくっていくということが大事だと思っていますので、今ちょうど資格化を含めた資質向上の検討というのを有識者を集めて開始させていただいていますが、その中でもそういった量的拡大の支援、質的拡大の支援、あるいは社会的評価とか、質のキャリアアップをしていく視点というものをもって検討を、それぞれ両立させながら進めていければと思っています。

あとは、最後に藤原委員がおっしゃった欠格条項というか、そういった犯罪経験者がこういった分野につかないようにするというのも一つの大きな課題だと思っています。今、児童福祉施設などの分野では、児童福祉司だと公務員ですので恐らくそこでフィルターがかかり得ると思うんですけども、例えば児童養護施設の職員を今、施設の長が確認していただくべきことだと思っていますが、それを制度的にどうしていくかというのは一つの課題だと思っていますので、そのあたりも御指摘を踏まえて検討させていただければと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。諸外国の雇用に関して言うと、前歴紹介とか、そ

の情報の管理システムが日本とは大分違っていますよね。日本の場合、その法整備となると、まず犯罪歴の情報をどこまで性問題に関して公開されるかとか、そういうことも含めて多分、大規模な課題が背景にあるかと思います。

実際に歴がはっきりないけれども、そういう傾向があって処分歴があるとか、そういう人たちが結構いますよね。そういう人たちは、明らかに子どもの仕事に接近していくのはわかっているので、実際にいると思います。ですから、そういうことについて社会がどういうふうに認識するかというのは大きな課題ですね。

ヨーロッパでは、多分1970年代ぐらいの課題で、スポーツクラブとかの性加害がたくさん出て問題になった。今はまたハッシュタグミーツで、社会的にいろいろな立場の人が性加害をしているというのが出てきて、それが日本で個別の事例になっているけれども、社会では余り注目していないということがあって、今後これをどうするかというのは大きな課題です。

ただ、例えば学校教員が年間260人～270人ぐらい性問題で処分されている。それも公開されているものだけで、それ以外もあるという情報を文科省が出しました、

そうしたら、それをどうするかというのは何も動いていない感じなので、今後そこはどうやって声を上げていくかということも含めて、でも、こちら側のいわゆる厚労省側からそれを言うのは難しいとは思いますが、そういう課題はあるよということの指摘は続けてしていかなければいけないかと思います。

今さっきいただいた医療機関の問題とか、一般の子どもの被害の発見とか、あるいは長期にわたる処遇などで教育の課題とか、大分、委員会として出てきている話がたくさんあるので、これは前に一度、ほかの研究でやったことがありますけれども、報告書の中に委員会からの今後に対する注文という欄を設けて、そこへそれぞれ、この施策の中ではここまではその研究でやっているけれども、こういうものも入っていますよというものを、その報告書の中で方向性としてこうですよというのを意見として出してもらうということもありかとは思いますが。

そういう形で拾わないと、大局がちょっと見えないかなというのはありますね。絞り込むほうへいっていますので、また考えたいと思います。よろしくお願ひします。

ほかはどうですか。何か御意見はありませんか。

そうしましたら、予定の時間からするとちょっと早目ですが、本日の議論は一旦ここで区切って、もし何かありましたらまたメール等で御連絡いただく、御意見いただくということで継続的に考えていきたいと思ひます。

それから、調査研究に関してはきょういただいた御意見を吸収して、具体的な作業へと移りたいと思ひます。

それでは、最後に事務局から次回の日程等、御連絡事項をよろしくお願ひします。

○大野課長補佐 委員の皆様、貴重な御意見ありがとうございました。

次回につきましては、各委員の御都合をお伺ひした上で、改めて事務局から御連絡させ

ていただきます。

○山本委員長 それでは、本日の委員会はこれにて閉会したいと思います。

お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願いします。

ありがとうございました。